2022.6.23
（決議）資料 4

変更前	変更後	
Ⅱ．　ピッチ公認規則並びに基準の概要 2017 年 7 月 13 日以降に検査を受けるピッチは、ガイドブック第 6 版(2012 年版)・検査実施マニュアル第 5 版(2012 年版)または本ガイドブック 2017 年版の基準値のいずれかを満たすこととし、2018 年 4 月 1 日以降に検査を受けるピッチは、本ガイドブック 2017 年版の基準値を満たすこととします。	**Ⅱ．　ピッチ公認規則並びに基準の概要** 2017 年 7 月 13 日以降に検査を受けるピッチは、ガイドブック第 6 版(2012 年版)・検査実施マニュアル第 5 版(2012 年版)または本ガイドブック 2017 年版の基準値のいずれかを満たすこととし、2018 年 4 月 1 日以降に検査を受けるピッチは、本ガイドブック 2022 年版の基準値を満たすこととします。	年号の更新
第 13 条〔更新公認の有効期間と更新公認料〕 ① 更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全面張替に際して公認期間は、新たな公認証の発行を受けた日より 36 カ月（新規）とする。 ［全面張替による更新(新規) 36 カ月　10万円（別途消費税）］ 更　　新（1 回目）36 カ月　　10万円（別途消費税） 再 更 新（2 回目）24 カ月　　6万円（別途消費税） 以降更新（3 回目）12 カ月　　3万円（別途消費税）	**第 13 条〔更新公認の有効期間と更新公認料〕** ② 更新有効期間は以下の通りとする。なお、人工芝の全面張替による更新の公認期間は、新たに公認証の発行を受けた日より 36 カ月（新規）とする。 ［全面張替による更新(新規) 36 カ月　10万円（別途消費税）］ 更　　新（1 回目）36 カ月　　10万円（別途消費税） 再 更 新（2 回目）24 カ月　　6万円（別途消費税） 以降更新（3 回目）12 カ月　　3万円（別途消費税）	公認施設を削除 赤字箇所の追加・修正
第 15 条〔ショックパッドの再利用について〕 ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。	**第 15 条〔ショックパッドの再利用について〕** ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの製品であれば可能とする。	赤字箇所の追加・修正
第 17 条〔公式試合の実施〕 「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については別途定めるところによる。	**第 17 条〔公式試合の実施〕** 「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については大会主催者が定めるものとする。	大会・試合の開催については主催者側の設定であることを明記。あわせて記載していた大会名を削除。

変更前	変更後	
第 19 条〔違反の効果〕 ① 施設所有者が本規則に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取り消し、公認の全部又は一部取消の措置をとることができる。	**第 19 条〔違反の効果〕** ② 施設所有者が本規則に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、公認取消の措置をとることができる。	第 17 条の変更に伴い、公式試合についての記述を削除 公認取り消しの箇所を修正（赤字箇所）
＜手続き＞	＜申請の流れ＞	項目名の変更
①申請者は下記書類を本協会へ提出する。 ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書（様式 1） ・ ロングパイル人工芝製品仕様（様式 2） ・ 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）	① 申請者は下記書類を本協会へ提出する。 ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書（様式 1） ・ ロングパイル人工芝製品仕様（様式 2） ・ 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）	
申請者は検査対象人工芝サンプル（1m×1m 2 枚）、ショックパッド（使用の場合のみ、1m×1m 1 枚）、充填物を指定検査期間へ提出する	② 申請者は申請書類提出後、下記のサンプルを指定検査期間へ提出する ・検査対象人工芝サンプル（1m×1m 2 枚） ・ショックパッド（使用の場合のみ、1m×1m 1 枚） ・充填物	項目立てに変更
②指定検査機関より本協会に「製品検査完了証明書」を発行する。	③検査完了後、指定検査機関より本協会に「製品検査完了証明書」を発行する。	追加（赤字箇所）
③本協会より、指定検査機関発行の「製品検査完了証明書」と本協会発行の「製品検査完了証」を添えて検査結果を通知する。	④本協会より、指定検査機関発行の「製品検査完了証明書」と本協会発行の「製品検査完了証」を添えて検査結果を申請者へ通知する。	追加（赤字箇所）

注「製品検査完了証明書」又は「製品検査完了証」が JFA 公認であるとの解釈にはなりません。	※「製品検査完了証明書」又は「製品検査完了証」が JFA 公認であるとの解釈にはなりません。 ※「製品検査完了証」の掲載は固くお断りいたします。	掲載禁止を追加
Ⅲ－ⅱ．公認申請の手順	Ⅲ－ⅱ．ピッチ公認申請の手順	項目の修正（赤字箇所）
＜手順＞ ①施設所有者は下記書類を本協会へ提出する。 ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書（様式3） ・ 製品検査完了証明書（写） ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証（写） ・ 工程表（人工芝敷設を含む） ・ 人工芝ピッチ平面図	＜申請手順＞※新規公認の場合 ① 施設所有者は下記書類を本協会へ提出する。 ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書（様式3） ・ 製品検査完了証明書（写） ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証（写） ・ 工程表（人工芝敷設を含む） ・ 人工芝ピッチ平面図	追加（赤字箇所）
②本協会より指定検査機関へ通知する。施設所有者は指定検査機関と試験に関する調整を行う。	② 本協会より指定検査機関へ通知する。 ③ 施設所有者は指定検査機関と試験に関する日程調整を行う。	追加（赤字箇所）
③指定検査機関は『検査完了証明書』を発行。 ④本協会は申請者へ『検査終了通知』を送付する。	④ 指定検査機関は検査終了後、『検査完了証明書』をもって本協会へ報告する。	追加（赤字箇所）
⑤本協会より『JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認証』を発行する。	⑤ 本協会は申請者へ『検査結果通知』を送付する。 ⑥ 本協会は、基準を満たしたピッチの申請者に対し、『JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認証』を発行する。	追加（赤字箇所） 追加（赤字箇所）
⑥申請者は公認料の納付を行う。	⑦ 申請者は指定の期日までに公認料の納付を行う。	追加（赤字箇所）
Ⅲ－ⅲ．公認更新申請の手順	Ⅲ－ⅲ．ピッチ公認更新申請の手順	追加（赤字箇所）

＜公認更新の手続き＞ ①申請者は「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認更新申請書」を日本サッカー協会へ提出する。 ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式3(1/4)] ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書（様式 4） ・ 人工芝所有者アンケート（実施する場合 JFA より別途送付）	＜公認更新の手続き＞ ①申請者は公認期間終了の 90 日前までに下記書類を本協会へ提出する。 ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式3(1/4)] ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書（様式 4） ＊修繕がない場合も提出が必要	追加（赤字箇所）
注1） 公認証は公益財団法人日本サッカー協会 理事会の承認後に発行 注2） 公認の更新期間開始日は公認期限の翌日からとする。	※ 敷設人工芝張替えなしの更新の場合、公認期間開始日は公認期限の翌日からとする。 ※ 第 13 条に基づき、人工芝の全面張替による更新の公認期間は、新たに公認証の発行を受けた日より 36 カ月とする。	記号の変更 追加（赤字箇所）
・下記検査費用例はあくまで一例です。希望に応じて指定検査機関から検査費用の見積書を発行しますので、詳細は指定検査機関へご確認ください。	・下記検査費用例はあくまで一例です。希望に応じて指定検査機関から検査費用の見積書を発行いたします。詳細は指定検査機関へお問い合わせください。	追加（赤字箇所）
（参考記載） （JFA ロングパイル人工芝を使用する競技会）	削除	第 17 条の文言追加により、大会名削除